

## 平成29年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	小区分	指 摘 内 容
1	加入者	業務概況	加入者に対する業務概況の周知について、周知は実施されているものの、その内容が不足していることから、確定給付企業年金法施行規則第87条に基づき、全ての事項について毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。
2			業務概況の周知について、加入者に対し実施されていなかったことから、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。 また、周知事項については、同法施行規則第87条第1項に規定された全ての内容を周知させること。
3		資格喪失者への説明	確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、資格喪失者に周知させること。
4	給付	添付書類	給付の裁定請求時に確定給付企業年金法施行規則第33条に基づく生年月日を証する書類の添付を求めること。
5	代議員及び理事	事務委任	理事長の事務を常務理事へ行わせる場合は事務委任に関する規程を作成すること。
6	資産運用	基本方針	積立金の運用について、確定給付企業年金法施行令第45条に規定されている運用の基本方針が未作成であることから、運用の目的その他同法施行規則第83条第1項に規定されている事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること。
7	その他	文書整理	事務局規程（文書取扱規程）に基づき文書の整理及び保存を行うこと。
8		個人情報	個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従事者に対し、個人データの取扱いについての研修を実施すること。
9			個人番号取得事務を企業年金連合会に委託する場合は、加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する事務を委託することができる旨を規約に規定すること。